

## 最低賃金が1日 3,600 チャット (2.8 米ドル相当) に決定された 国家最低賃金委員会(The National Minimum Wage Committee)は、最低賃金を公式に決定した。

州及び地方当局と使用者団体及び労働者組織との各種協議を経て、国家最低賃金委員会は、2015年8月28日付通知 2015年第2号により、公式に、ミャンマーでの最低賃金を日給 3,600 チャット (8時間労働)、又は時給 450 チャットに決定した。この最低賃金は、2015年9月1日から発効し、地域や業種に関わらず、全ての労働者に適用される。ただし、同通知は、15人以下を雇用する小規模ビジネスや小規模家族ビジネスについては、適用外とした。

## 新ミャンマー投資法の成立、及びミャンマー会社法の修正は、未だ不透明である

提出されている法案は、11月の選挙前最後の延長議会においても、未採決のままとされた。

ミャンマー議会は、11月の選挙を目前に、新ミャンマー投資法及びミャンマー会社法の修正を採決することなく、閉会した。新ミャンマー投資法は、投資許可のプロセスを合理化し、投資家の権利を強化するために、現行の外国投資法(The Foreign Investment Law)及び市民投資法(The Citizen's Investment Law)を統合するものである。また、ミャンマー会社法の修正は、ミャンマー内での、法人の登録及び規制に関する1世紀前の古い法体系をアップデートするものである。法案に関する議論は、ミャンマー議会—11月の選挙を反映した構成—の再開まで延期されることになる。

## 知的財産の保護に関する法的枠組が、4つの知的財産関連法案の発表によって形になる

商標、意匠、特許及び著作権をカバーする法案が新たにドラフトされたことで、知的財産が新たに注目を浴びている。

法案が新しくアップデートされ、ミャンマー知的財産法のアップデートが現実のものとなりつつある。商標法案、意匠法案、特許法案及び著作権法案をカバーするこの法改正は、法原則の大きな変化を示すものである。その成立により、ミャンマー知的財産法を、東南アジア地域における知的財産に関する最新の法システムへと変えるであろう。

これらの法改正には、例えば、先使用主義の下で、大部分が慣習的で場当たりのであった商標登録のシステムが、商標法案下での先願主義システムへ変更されることが含まれている。これは、ミャンマーでの商標登録を、長く国際標準となっている審査的手続へと改良するものであり、ミャンマーが、世界中で提供される商品やサービスの魅力的な新しい市場となるための、重要なステップである。商標とは別に、著作権法案が、時代遅れとなった著作権法に取って代わり、コンピュータープログラム、電子的権利の管理、技術の保護及びその他現代的コンセプトをカバーすることで、創造的作品の保護は、現代的な国際標準へと整えられるであろう。これは、最終的には、情報化時代におけるエンターテインメントを消費するための事実上の手段へととなりつつある、オンデマンド・メディアサービスなどの創造的コンテンツに対する活力ある市場へとつながるであろう。

提出されている法案では、新しい知的財産法の執行を監督する中央規制機関となるミャンマー知的財産事務局(The Myanmar Intellectual Property Office (MIPO))を設置することも予定されている。新たなビジネスに開かれた最後のフロンティアを示すものとして、(熱狂的までとはいかなくとも)、知的財産の積極的な登録の波が今後訪れるであろう。ミャンマー知的財産事務局の最初の命令は、そうした登録の波を配慮したものとなるであろう。

そうした熱狂にも関わらず、過去の法案と州の新聞に掲載された最新版との間には、(顕著とまではいかなくとも)注目すべき差異が存在する。これは、ミャンマーの新知的財産体制が、未だ進行中のものであ

ることを意味している。ブランドオーナーは、最終的に現れるであろう新しい保護を単に待つのではなく、常に注意深くあるべきであろう。準備を進めるのは、間違いなく今である。

## ヤンゴン証券取引所の上場基準草案が発表された

ヤンゴン証券取引所(YSX)への上場最低基準が、ヤンゴン証券取引所によって発表されたが、上場会社は上場手続の間、精査されることになる

ヤンゴン証券取引所への上場を提案している会社の上場基準が、2015年8月14日にヤンゴン証券取引所によって発表された。会社の存在、払込み済みの資本金のレベル、株主構成、及び収益レベルに関する要件、更にはコーポレートガバナンスやマネージメントの法令順守に関する要件（監査、税及びインサイダートレーディングに関するコーポレートポリシーや、報告を含む）を広範にカバーする。

ヤンゴン証券取引所は、草案が単に一般的なガイドライン及び最低基準を示すものであり、他の取引所での上場基準に見られる決定的又は厳密な基準を示すものではないことを明らかにした。例えば、草案は、5億チャット（およそ45万米ドル）の最低払込み済資本金、100人以上の株主、及び少なくとも上場前過去2年間におけるポジティブな純利益を求めるものに過ぎない。これらの要件を前提にすれば、ミャンマーにおいて公的会社として登録される全ての法人は、上場基準を満たすことになる。

草案は、ある面では未完成で不十分なものではあるが、言うまでもなく、これまで厳しく取り締まられてこなかったコーポレートガバナンスを改善するための前向きな発展である。コーポレートガバナンスの面では、事業活動におけるコーポレートリスクの評価、会社情報の開示、及びミャンマー監査実務及び規則の使用などが含まれる。上場を求める会社では、有罪判決を受けた者や、公的又は政府機関によるブラックリストに載っている者を取締役とすることが禁止される。また、取締役や経営者は、上場を求める会社と協業するビジネスを行うことが禁止される。これによって、事業活動に関する利益相反ができるだけ小さいものとされる。

ヤンゴン証券取引所は、2015年10月に開業することが当初予定されていた。しかし、2015年11月に行われるミャンマー選挙を優先するため、開業は2015年12月まで延期された。